

新型コロナウイルス感染拡大に伴う A C L S 大阪認定インストラクター 資格要件の初回更新期限延長について

(2020 年 10 月)

A C L S 大阪認定インストラクターの初回更新期限は認定日から 3 年としており、この間に 3 回以上の指導経験（タスクを除く）を積み、更新可能となる。また、一度、要件を満たせば、その後は認定が失効することはない。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症流行のため、2020（令和 2）年に入り、A C L S 大阪が認定する二次救命処置講習会の多くが中止を余儀なくされており、A C L S 大阪認定インストラクターの更新が叶わない事態も想定される。

また、日本救急医学会の I C L S は本年 4 月 22 日に「新型コロナウイルス感染拡大に伴う資格認定の救済措置」として、「認定資格者全員に対して、各々の全ての資格を、一律 1 年間延長する」旨を公表している。これを受け、A C L S 大阪認定インストラクター資格についても、I C L S の規定に準拠し、認定期限を当面以下の通りとする。

【認定期限】

初回認定日	従来の認定期限	1 年延長となった認定期限
2017 年 8 月 1 日	2020 年 7 月 31 日	2021 年 7 月 31 日
2017 年 12 月 1 日	2020 年 11 月 30 日	2021 年 11 月 30 日
2018 年 4 月 1 日	2021 年 3 月 31 日	2022 年 3 月 31 日

但し、既に、3 回の指導経験（タスクを除く）があるものに対しては、1 年の延長期間を待たずに更新を行う。

また、A C L S 大阪認定インストラクターの資格要件のうち、認定資格を失効したものについて「資格失効日（更新期限日の翌日）から猶予期間の 1 年間に 2 回以上インストラクター活動を行うことで、再申請が可能である」と定めているが、この猶予期間を 2 年間とする。

なお、今後、I C L S の基準が改定された場合は、A C L S 大阪もその内容を精査して、必要に応じて見直しを行っていくこととする。

A C L S 大阪
大阪府医師会
救急災害医療課